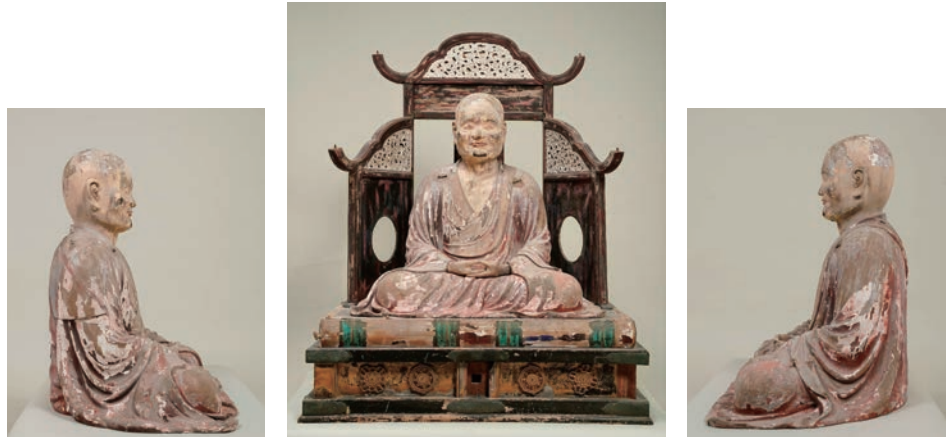


140. 木造鑑真和上坐像修理事業

宗教法人戒壇院 住職 森崎 裕道

<修復前>



木造鑑真和上座像

像高 70.7cm

後屏 + 牀座総高 122.7cm

福岡県



解説

木造鑑真和上坐像は、宝永2年（1705）に京仏師照暁により制作された仏像である。唐招提寺の鑑真像の模刻としては、戒壇院のこの像の他、東大寺戒壇院の享保18年（1743）制作の像（重要文化財）と京都法金剛院の文化2年（1805）の像が知られるが、いずれも本像の後に作られており、近世の古例に属するものとして貴重であり、太宰府市指定文化財に指定されている。唐招提寺鑑真像模刻として制作経緯や過程が注目される。

彩色の剥落や浮き上がり、鏝・鉄釘の腐食が進行していたため、修理実施に至り、剥落箇所の補色により落ち着いた色合いを取り戻すことができた。

<修復後>



修復業者
浦仏刻所

修復内容

可能な範囲で清掃し、ふのり及び膠で彩色の剥落止めを行なった。基本的に解体は行わなかったが、後屏・牀座のゆるみがみられた個所は解体し、矧面の清掃調整後、膠で緊結した。銚、鉄釘の表面の錆をヤスリ等で可能な限り除去し清掃した後、防蝕処理を行ない再度漆木屎や薄板で彫刻面の整形を行なった。彩色剥落個所は、必要に応じて下地調整後、他に馴染むように補彩を行なった。牀座の亡失部材は、形状を協議の後、桧材で新補した。

文化財修理解説書

戒壇院「木造鑑真和上坐像、後屏・牀座共」

【太宰府市指定有形文化財】



完 成



修 理 前

I. 名 称	木造鑑真和上坐像、後屏・牀座 1 軀
II. 所 在 地	戒壇院 太宰府市観世音寺 5-7-10
III. 所 有 者	同上（森崎裕道御住職）
IV. 法 量	像高 70.7 袖張 76.7 裳先奥 49.2 像底柄高 3.0 頭頂～顎 23.8 面張 15.2 耳張 18.4 耳朵張 17.4 面奥 20.1 胸奥 24.5 腹奥 27.7 肩張（鎖骨高）40.3 肘張 48.4 膝張 63.3 右膝奥 44.4 左膝奥 44.0 右膝高 12.0 左膝高 12.7 右耳長 8.5 左耳長 8.6 右耳巾 4.2 左耳巾 4.2 右手巾 7.9 左手巾 7.8 右手長 11.7 左手長 11.5 両手首先材総巾 20.7 後屏＋牀座総高 122.7 牀座総高 28.0 牀座総張 99.4 牀座総奥 65.5 後屏総高 94.7 後屏総張 96.0 後屏総奥 46.6 ※単位：cm
V. 品質構造	木造 寄木造 彫眼 彩色 両手首先別材着脱
VI. 指 定	太宰府市指定有形文化財（平成 5 年 7 月 27 日指定）
VII. 損傷状況	

1. 本軀

全軀に埃が積もり、彩色の剥落及び浮き上がりが極めて著しかった。

矧目に打ち付けられた鋸・鉄釘が腐食していた。

右側面材矧目等に隙間が生じているが、緩みなく比較的安定している様子あった。

2. 牀座

全軀に埃が積もり、彩色漆箔の剥落及び浮き上がりが極めて著しかった。

正面中央部材及び向かって右前、右後ろの端部材が亡失していた。

各金具が腐食していた。

3. 後屏

彩色漆箔の剥落及び浮き上がりが見られた。

上部 2 ヶ所、左右 2 ヶ所、計 4 ヶ所の部材が亡失していた。

※背板背面に陰刻銘がある。「宝永二年」

VIII. 修理仕様

1. 本軀

可能な範囲で清掃し、ふのり及び膠で彩色の剥落止めを行なった。

基本的に解軀は行なわなかった。

肩先、膝前等の接合に彫刻面を掘り込み取り付け付けた鋸、鉄釘は表面を漆木屑や薄板で表面の整形を行なって有ったが、鋸、鉄釘表面腐食で薄板及び漆木屑を押し上げて彫刻面を害していた為の表面の錆をヤスリ等で可能な限り除去、清掃の後《パラロイド B-72 溶液(希釈剤：ソルミックス A-7+酢酸エチル混合

液)》で防蝕処理を行ない再度漆木屑や薄板で彫刻面の整形を行なった。

尚、各鋸、鉄釘は表面の腐食は見られたが強度を保っていたので現状のまま使用した。

彩色剥落個所は、必要に応じて下地調整後、他に馴染むように補彩を行なった。

2. 牀座

可能な範囲で清掃し、ふのり及び膠で彩色の剥落止めを行なった。

基本的に強制的な解体は行なわなかったが、緩みが見られる個所は解体し、矧面の清掃調整後、膠で緊結した。

彩色剥落個所は下地調整後、他に馴染むように補彩を行なった。

框座は強度を保つ為、4隅に補強材を取り付け、各段上下のズレ止めを取り付けた。

亡失部材は、必要に応じて、形状を協議の後、桧材で新補した。

各隅金具は表面の変色は見られたが強度を保っていた為、清掃し現状維持とした。

3. 後屏

可能な範囲で清掃し、ふのり及び膠で彩色の剥落止めを行なった。

全体のゆるみが認められたので各部材を取り離し解体を行ない、矧面の清掃調整後、膠で緊結した。

亡失部材は、形状を協議の後、桧材で新補した。

以上、基本的に修理個所は他に馴染むように古色を行ない、全軀の漆箔彩色は行なわなかった。

IX. 工 期	1 ヶ年
X. 施工場所	浦仏刻所工房内
XI. 監 督 者	九州歴史資料館（井形進） 太宰府市教育委員会

本 躰 完 成



本 軀 完 成



本 軀 完 成



本 躰 完 成



本 躰 修 理 前



本 躰 修 理 前



本 躰 修 理 前



離脱した像底柄材



像底 （裳先材）

本 軀 損 傷 狀 況



頭 部 彩 色 剥 落 狀 況

本 軀 損 傷 状 況



矧目に打ち付けられた鉄釘・鋸の腐食



彩色剥落状況

本 躰 損 傷 状 況



彩 色 剥 落 状 況

本尊 彩色剥落止状況



本尊 彩色補作状況



牀座・後屏 修理前



正面



右側面



背面

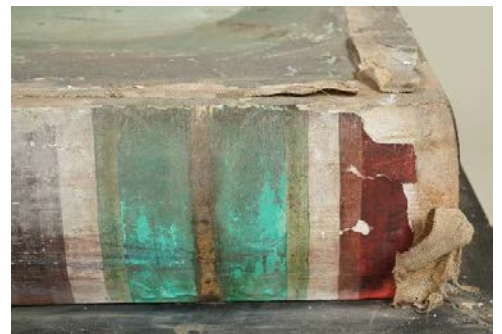


左側面

牀座 損傷状況



畳座上面



彩色漆箔剥落状況及び正面中央・背面左端部材の亡失

牀 座 解 体



牀座 補作状況



後屏 損傷状況



上部左右先部材の亡失及び漆箔剥落状況



矧目の緩み

後屏 解体



後屏 補作状況



銘 刻



筑前大宰府觀世音寺	檀主	福岡萬町	松村宅兵衛
戒壇院鑑真律師過海大師	同室	同子喜兵衛	
室永二酉年六月六日	橋口町	西嶋伊兵衛	
	簀子町	青柳利兵衛	
	戒壇現住	苾芻運照代	
		佛工京六角大宮住照曉	

後屏 背面

令和 8 年 3 月

浦仏刻所